

EU加盟後のハンガリーにおける政教関係の模索

-2011年「宗教法」の背景- (2)

飯尾 唯紀 (城西大学)

3. 2011年の「宗教法」: 政教関係をめぐる対立軸

2011年7月11日、ハンガリー国会は、キリスト教民主人民党(KDNP)が提出した宗教関連の新法を、連立与党議員250名の賛成票(全385議席中331議員が投票)で可決した(2011年法律第100条)。採決直前に重大な加筆が施された同法律に対しては、成立直後から憲法裁判所への訴えが相次ぎ、憲法裁判所は、採決時の手続き不備を理由として法律発効直前の同年12月19日に違憲判決を下した³⁷。これに対しKDNP議員らは、翌日に同法に若干加筆・修正を施した法案を国会に提出、同法は十分な審議を経ないまま12月30日にスピード可決された(2011年法律第206条)。こうして半ば強引に採決された「宗教法」は、2012年1月1日の発効後も国会や憲法裁判所、国内メディアなどで批判にさらされた。また、批判は国内にとどまらず、ヴェネチア委員会(「法による民主政に関する欧州委員会」)や欧州人権裁判所等の舞台でも展開された。その後も国内外で長い議論が続いたが、同法は修正を経ながらも今日までおよそ5年の間、効力を保っている。

本章では、2011年「宗教法」への批判と応答の主要な論点をみながら、体制転換後四半世紀を経たハンガリーにおける宗教の位置づけや、教会をめぐる争点の在処を探っていく。以下、まず2011年「宗教法」の内容を1990年「宗教法」との相違に注目しながら確認し、次いで批判の主要論点を整理する。そのうえで、禍根を残す形で「宗教法」制定に踏み切った連立与党側の意図と、それを背後で支えた思想をみることにしたい。

³⁷ 憲法裁判所決定2011年第164号。164/2011.(XII. 20.) AB határozata. *Magyar Közlöny*, 2011/155, 38010-38031.

（1）「信教の自由」と政教分離の原則

まず、良心及び信仰の自由と政教分離というふたつの観点から、1990年「宗教法」との違いを確認する³⁸。

2011年「宗教法」は、1章「良心と信仰の自由」、2章「教会、宗派、宗教団体の法的地位」、3章「教会登録に関する規則」、4章「教会の活動」、5章「教会の廃止」、6章「終章」という6章構成をとる。うち第1章は、信教の自由を「個人や集団で信仰を公的に、あるいは私的に表明する」自由と定義し、これを保障している。この自由は、「教育機関や保健衛生機関、社会福祉機関、家族・児童・若者保護機関のもとにある者や、刑事施設におかれた者についても、個人及び集団で実現」される必要があるとあり、先の1990年「宗教法」から本質的な変更はない。さらに、その自由は、治安維持組織や国防組織で働く者にも「組織の活動規範と国防義務の実施に沿う限りにおいて」認められ、この点を制限していた先の法律より信仰実施の余地はわずかに広い。

政教分離あるいは宗教と国家的活動の関係に関しては、序文に、1990年法律を踏襲し、教会の積極的役割を認める次の文言がある。

ハンガリーの教会と宗教団体は、社会の中で際だつ重要な価値を有し、共同性を育む存在である。それは、国家および国民の生活において、信仰生活に係る活動のほかに保育、教育、高等教育活動、保健衛生活動、慈善活動、社会的活動、家族・児童・青少年保護活動、文化的活動、環境保護活動、スポーツその他の活動、さらには国民意識の涵養において重要な役割を果たす。またハンガリーは国外ハンガリー人の集団生活において決定的役割を果たす教会と宗教団体の活動も認知し、支持する。

教会の社会活動の内容を具体的に列挙した点、国外ハンガリー人保護を宗教面からも支持するとした点が目新しいが、「友好的政教分離」を打ち出

³⁸ 以下の2011年「宗教法」の検討では、2011年法律第206条の文言にあたり、必要に応じて7月に制定された100条との違いに言及する。原文は次を参照。*Magyar Közlöny*, 2011/85, 25102-25110; 2011/166, 41621-41633.

す立場は 1990 年の「宗教法」とほぼ同じ文面で継承されている。

この原則にたって、第 2 章 2 節「教会」が政教関係について定めている。そこでは、①教会は独立した存在であり、国家と教会は分離して活動すること、②国家は教会の指導・監督のための機関を置かず、③教会に対して内規変更を求めるなどの介入を行わないこと、④また教会が信徒の個人情報を提供しないことが述べられている。一方で、1990 年と同様に、教会や聖職者が政治に関与することを規制する文言はみられない。

さらに、以上のような国家と教会の基本的関係を前提として、国家と教会は契約関係を結ぶことができるとされている。すなわち、国家は「社会的に広く支持され、歴史的・文化的価値を有し、育児・教育・高等教育機関や保健衛生、慈善、社会奉仕、家族・児童・青少年保護、文化やスポーツの諸期間を維持するような教会と、その活動を維持するために契約を結ぶことができる」と記されているのである。こうして、2011 年「宗教法」は、国家や政治による教会への介入余地を慎重に排除しつつ、教会には公的領域における積極的な役割を期待しており、先の法律と比較して、信教及び良心の自由と政教分離の基本的立場に変更はないように見える。しかし、次にみる新しい登録制度の定めは、この基本的立場の根幹を揺るがす内容となっている。

(2) 教会登録制度

「宗教法」第 3 章は、宗教団体が法人登録する要件と手続きを詳細に定めた箇所である。登録制度については、1990 年「宗教法」でも定めがあったが、ここでは次のような大きな変更が加えられた。第一に、登録申請を審査し認可を与える機関が、それまでの裁判所から、国会へと変更された。新しい法律の下で登録を望む宗教団体は、必要書類一式を国会の「宗教問題委員会」に提出することとされた。同委員会は、次に述べる諸条件に合致しているかをハンガリー科学アカデミー総裁の助言を得つつ審議し、その結果を法案として国会審議にかけ、認可決定が下される手順とさ

れた³⁹。こうして、新しく導入された登録制度では、宗教団体の法人登録が、立法府による審査と許認可に委ねられることになった。

第二の変更点として、「教会」としての認可の条件が厳格化された点がある。まず、登録申請にあたって、1,000人以上の署名が必要とされた。そのうえで、申請団体には次の条件をみたすことを求められている。

- ① 団体が第一義的に宗教活動を目的とすること
- ② 教理の本質を記した信仰告白書や儀式を持つこと
- ③ 外国で少なくとも100年以上活動しているか、ハンガリー国内で組織を持った団体として少なくとも20年の活動実績を持つこと
- ④ 基本規則、設立文書、内規を定めており、執行部や代表部を選出ないし指名していること
- ⑤ 設立団体の活動について、基本法や諸法律に違反せず、他人の権利と自由を侵害しないことを代表者が宣言すること
- ⑥ 団体が国家安全保障上の危険を持たず、その教えや活動が人権や生活の安全、人間の尊厳を損なうものでないこと

実際に発効した「宗教法」には、申請団体がこれらを証明するために提出すべき書類についての具体的記述はないが、差し替え前の2011年法律第100条では、「少なくとも1,000人の団体成員の名前、国内住所、署名を含んだリスト」や「団体の最高決定機関の設立会議議事録」、「5年間分の簡易的な活動報告書」の提出が求められていた。このことから、登録申請して認可をえるためには、これらの書類の提出が求められていたと考えてよいだろう。

こうして新しい登録制度では、国会が審査主体となり、信者数や活動年数など、それまでなかった登録要件が課され、教会の活動内容や教義を文

³⁹ 2011年法律第100条では、教会登録申請の提出先は「人材省大臣」とされており、当該団体が「宗教活動についての諸条件」を満たすかについては、大臣が「専門家」の助言をえて判断するとされていた。なお「専門家」は教会の執行部ないし代表部のメンバーでないことが条件にされたが、それ以外の具体的な記述はない。

書化した内部情報の提出が求められることとなった。先にみた国家の宗教不介入の原則にもかかわらず、国家が宗教団体のメンバーに関する個人情報入手し、立法・行政府が団体の信仰内容や宗教活動を評価、選別することが実質的に認められてしまったのである。

(3) 批判 ー諸教会の平等をめぐる

以上のように、新「宗教法」は、旧「宗教法」の基本方針を継承しつつ、登録制度の変更によってその内実を大きく変えるものとなった。この点に対し、野党陣営は国会審議段階から批判を続け、法律制定後には宗教団体はもとより国内外のメディアや政治家、研究者らから懸念の声が寄せられた。連立与党は批判に対して反駁や法案修正で対応を試みたが、その過程で、当初の法律制定を促した政府の意図も明確となった。「宗教法」制定後の主な動きは、次のとおりである。

2011年 7月 11日	「宗教法」(2011年法律第100号)可決
2011年 12月 19日	憲法裁判所、同法を手続き上の瑕疵から違憲と判決
2011年 12月 30日	「宗教法」(2011年法律第204号)可決
2012年 1月 1日	同法施行(カトリック等14団体を審査省略で登録)
2012年 2月 27日	国会が18団体の追加登録を認可(66団体の申請は却下)
2012年 3月 17日	ヴェネチア委員会、「宗教法」を懸念する意見書を決議
2013年 2月 26日	憲法裁判所、「宗教法」の一部に違憲判決
2013年 3月 25日	「基本法(憲法)」第四次修正(政教関係部分の修正含む)
2013年 7月 5日	「宗教法」修正案の可決(2013年法律第133号)
2013年 9月 26日	「基本法」第五次修正(政教関係部分の修正含む)
2014年 4月 7日	欧州人権裁判所、「宗教法」を欧州人権条約違反と判決 (9月8日、ハンガリー政府の上告を棄却し、結審)
2015年 11月 20日	与党の「宗教法」修正案、国会で否決

論戦は欧州の舞台を巻き込み、新憲法(正式名称「ハンガリー基本法」)

をめぐる議論とも絡み合いながらめまぐるしく展開した⁴⁰。焦点となったのは、やはり信教の自由と政教関係をめぐる論点だった。

2011年「宗教法」が信教の自由を侵害するとする批判は、制度変更により法人格を喪失した当事者、すなわち宗教団体から数多く提起された。その際、批判者側は、信教の自由と結社の自由を関連させて主張を展開した。批判の焦点は、個人や団体が信仰を公に表明する自由の問題ではなく、宗教団体に保障されていた宗教的・社会的活動への国庫支援が一部団体に限定されてしまった点におかれたのである。

「宗教法」は附則で14の宗教団体をリスト表示しており、そこで挙げられた宗教団体は2012年1月1日の施行時に申請・審査手続きを経ずに登録された。また、施行後2月末までに、18団体の登録申請が追加承認された。これに対し、66団体の申請は国会で棄却され、それらは法人格を持たない任意団体へと「格下げ」された⁴¹。法人格を失った宗教団体は、

⁴⁰ この間の議論を「宗教法」批判の立場から整理したものとして、米国の宗教学者ベアの著作が参照できる。David Baer, *Nagyító alatt az egzházügytörvény: a vallásszabadság védelmében*, Budapest, 2014. ベアは「宗教法」成立直後にハンガリー語の「公開書簡」を発表して政府の宗教政策を批判し、米国の欧州安全保障協力委員会(通称ヘルシンキ委員会)に意見書を提出するなど、論争に直接関与した。なお、「ハンガリー基本法」については次の邦訳と分析がある。小野義典「ハンガリー基本法」『憲法論叢』18号(2011年)、159-214頁。水島朝穂、佐藤史人「試練に立つ立憲主義?—2011年ハンガリー新憲法の「衝撃」(1),(2)」『比較法学』46巻3号(2013年)、39-83頁、47巻1号(2013年)1-52頁。「基本法」改正の経緯については、小野義典「ハンガリー基本法改正の意義と背景」『法政治研究』創刊号(2015年)、193-228頁を参照。

⁴¹ 2012年2月29日国会決議。8/2012.(II.29.)OGY határozat, *Magyar Közlöny*, 2012/24, 5336-5337. なお、附則により申請手続きなく登録された14団体は、カトリック及びプロテスタント諸教会(①Magyar Katolikus Egyház、②Magyarországi Református Egyház、③Magyarországi Evangélikus Egyház)、ユダヤ教諸教会(④Magyarországi Zsidó Hitközségek Szövetsége、⑤Egységes Magyarországi Izraelita Hitközség (Statusquo Ante)、⑥Magyarországi Autonóm Orthodox Izraelita Hitközség)、各正教会(⑦Budai Szerb Ortodox Egyházmegye) ⑧Konstantinápolyi Egyetemes Patriarchátus – Magyarországi Ortodox Exarchátus、⑨Magyarországi Bolgár Ortodox Egyház、⑩Magyarországi Román Ortodox Egyházmegye、⑪Orosz Ortodox Egyház Magyar Egyházmegyéje (Moszkvai Patriarchátus)、ユニテリアン(⑫Magyar Unitárius Egyház Magyarországi Egyházkerülete (Magyarországi Unitárius Egyház)、バプティスト (Magyarországi Baptista Egyház)、信徒教団(⑬HIT Gyülekezete)。

補助金や所得税から寄付を受ける権利を喪失し、かつ、それまで保証されていた学校で宗教授業を行う権利まで失う可能性が生じたのだ⁴²。法人格を失った複数の宗教団体は、この状況が信教の自由並び「結社の自由への重大な侵害にあたる」として、人権委員（オンブズマン）や市民団体の助けをえて憲法裁判所のほか、ヴェネチア委員会や欧州人権裁判所に訴え、従来⁴³の地位回復を求めた。

2012年3月に「意見書」の形でいち早く懸念を表明したのは、ヴェネチア委員会だった⁴³。同委員会は、「宗教法」を全体としてはリベラルで寛大と評価しながらも、登録要件で国内外での一定の活動期間を要求している点と、登録が国会での政治決定に委ねられる点、またすでに登録されていた宗教団体を事実上登録抹消した点は、恣意的で、国際基準に照らして問題があるとして政府に見直しを求めた。また、欧州人権裁判所も、ハンガリーの9つの宗教団体が政府を相手取った訴訟において、政府側に「宗教法」の見直しを求める判決を下した⁴⁴。すなわち、2004年2月、同法がハンガリーも批准する「人権と基本的自由の保護のための条約」の思想・良心・宗教の自由（9条）と結社の自由（11条）に抵触するとする判決を示したのである。ここでも違法性のポイントは、構成員数や活動期間による登録制限が、結社の自由に反するという判断におかれた。

これらの勧告・判決は、ハンガリー国内法に優越する拘束力を持つものではなかった。しかし、2013年2月に憲法裁判所が下した判決は、「宗教

⁴² 同法制定直後から、教育プログラム継続が困難となり教育施設閉鎖を余儀なくされた事例が報告されている。David Baer, ‘“Alkossunk embert a saját képmásunkra”: Hogy formálja át a vallási helyzetet a magyar egyházügyi törvény’ in *idem*, *op.cit.*, 81-105.

⁴³ 「意見書」2012年664号(2012年3月8日付)。Opinion on ACT CCVI of 2011 on the right to freedom of conscience and religion and the legal status of churches, denominations and religious communities of Hungary.

([http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-AD\(2012\)004-e.aspx](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-AD(2012)004-e.aspx))

⁴⁴ 2014年2月18日欧州人権裁判所判決。なお、7名の判事中2名は、信教の自由と結社の自由は峻別すべきであり、法律は信教の自由に反しているとはいえないとして訴えに反対票を投じた。The case of Magyar Keresztény Mennonita Egyház and Others v. Hungary (Application nos. 70945/11, 23611/12, 26998/12, 41150/12, 41155/12, 41463/12, 41553/12, 54977/12, 56581/12). Judgement (Strasbourg, 8 April 2014). (<http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-142196>)

法」の数箇所を違憲と判定し、その部分的の修正を求めるものとなった⁴⁵。判決は、①旧法下で法人格を認められていた教会が法人格を失うとした文言、②国会における登録申請について述べた部分、③国家の補助金を登録教会のみに限定した部分について、新憲法に適合せず、無効としたのである。

以上のように、信教の自由をめぐる論点は、宗教団体への法人格認定をめぐる問題に集中した。一方、この問題と絡みながら別の論点として提起されたのが、政教分離をめぐる論点だった。「宗教法」に反対する野党各党や国外メディアなどから、「宗教法」が国家による宗教生活への干渉の契機となるという批判が相次いだのである。特に問題視されたのは、法律が宗教・教会とは何かを定義する点と、その定義に基づき国会が登録申請を判定する点であり、これらは宗教領域への政治介入を招くものとして批判を浴びた⁴⁶。連立政権が国会の絶対多数を占めている状況で、法律で宗教の定義を行い、定義に沿った団体のみを与党が2/3以上を占める国会で承認する制度が、政権との接点を持たない諸団体や野党に危機感を持って受け止められたことは当然であろう。先に挙げた憲法裁判所の判決では、国会による承認を定めた部分も違憲とされ、新しい審査方法の必要性が指摘されている⁴⁷。

以上にみたように、批判の焦点は、宗教上の結社の自由が侵された点と、宗教領域に政治が介入する余地が生じた点に絞られた。ただし注意してお

⁴⁵ 憲法裁判所判決 2013年6号。6/2013. (III.1.) AB határozata. *Magyar Közlöny*, 2013/35, 3492-3541. 違憲とされた条項は、7項(1)、14項(1)、(3)-(5)、34項(1)、(2)、(4)、37項(1)。

⁴⁶ 「宗教法」は、宗教的活動を次のように定義している。

「宗教的活動とは、超自然的なものを志向し[中略]その教えは真実全体に向かい、倫理や人の尊厳を侵さない独自の行動規範を備え人間全体を包み込むような世界観にかかわる活動である。」(第2章6項)

社会党 (MSZP) のニャコー議員やレンドヴァイ議員は、法案審議の段階から法律による宗教の定義自体が信教の自由に反する行為だとして批判を展開していた。2011年6月28日国会討論。105. ülésnap (2011.06.28.), 69-224. Felszólalás. (国会ウェブサイト:<http://latogatokozpont.parlament.hu/>)

⁴⁷ *Magyar Közlöny*, 2013/35, 3492.

きたいのは、そこでは、個人・集団が信仰を表明する自由が危機に瀕するという主張が説得力をもって論じられることはなかったという点である。信教の自由への懸念は、あくまで国家との関係における宗派間の平等性に関わるものだった。また、政教関係について、フランスなどのように世俗国家として政教分離を徹底すべしとの主張が聞かれることもなかった。議論は政府による諸教会への支援と補助を前提とした友好的政教分離の枠内で展開したのである。宗教団体が教育・福祉等の公的分野で一定の役割を担い、国家が直接これを支援することは、批判する側も議論の前提としていたといえる。

(4) 応答－社会主義以前の政教関係への回帰

憲法裁判所の判決を受け、連立与党は法律修正を余儀なくされた。この修正過程で、政府側の意図や政教関係のとらえ方がより明確に示された。結論からいえば、連立与党の直接的な意図は、「宗教ビジネス」の排除と、特定教会との連携強化の2つであり、このコインの両面のうちで後者が次第に表面化していった。その際、あるべき政教関係として参照されたのは、19世紀末のハンガリー王国期の姿だった。

法制定の直接的な意図からみていこう。そもそも、2011年「宗教法」制定の目的のひとつは、信教の自由の濫用、すわなち、宗教法人の諸権利を利用した「宗教ビジネス」への対策であった。最初の法案に添付された発議理由書（2011年6月14日付）では、次のような表現がみられる。

1990年法律第4条の寛大な諸条件を利用して、商業を基本的目的とする活動が教会として登録され、国の予算から補助金を得てきた。教会の地位について新たに規則を設けるのは、こうした濫用のゆえである⁴⁸。

法案起草者のひとりであるルカーチ議員（KDNP）も、国会討論において（2011年6月23日）、法案提出理由として、旧「宗教法」が社会主義体

⁴⁸ 2011年法案 T/3503号。（<http://www.parlament.hu/irom39/03503/03503.pdf>）

制崩壊後の自由選挙前に国会で制定されたという形式上の問題と並んで、「宗教法」で定められた自由の理解が誤りを含んでおり、自由の濫用を想定できなかった点を挙げていた。同氏は、343とも362ともみられるヨーロッパに類をみない登録教会の数自体が、「宗教ビジネス」の存在を示すと論じたのである⁴⁹。

前章で指摘したとおり、KDNP議員らは「宗教ビジネス」の蔓延や「危険なセクト」乱立に法的に対処すべしとの主張を90年代後半から訴えており、その主張は、フィデスとの連立政権が国会議席の2/3を確保したことによってようやく実現をみた。しかし、野党社会党から批判されたように、単に「宗教ビジネス」や「セクト」を規制するだけでは、審査基準を見直し、違反教会に対して個別に法的措置をとることで対応可能だった（実際、2011年6月当初の法案では、登録審査は従来どおり裁判所が行うとされていた⁵⁰）。あえて物議を醸す形で国会による登録審査や既存教会の登録解除を定めた背景には、2010年総選挙の圧勝を背景に「新しい国民協力体制⁵¹」を創出しようとするプログラムのなかで、教会・国家関係を再定位し、財政負担の大きい教育や医療、福祉分野で、特定教会に大きな役割を期待する意図が大きかったと考えられるのである。

この2つめの目的は、前章でみた1990年「宗教法」序文ですでに言及されており、本章冒頭に引用した2011年「宗教法」序文でより具体的、包括的な文言で記されていた。しかし、宗教団体からの批判や憲法裁判所判決を受け、2013年にバログ人材省大臣（KDNP）が提出した「宗教法」修正案では、この国家と一部教会の連携強化という目的に主眼が絞り込ま

⁴⁹ 2011年6月23日国会討論。103. ülésnap (2011.06.23.), 2. Felszólalás. (国会ウェブサイト：<http://latogatokozpont.parlament.hu/>)

⁵⁰ 2011年法案 T/3503号。(<http://www.parlament.hu/irom39/03503/03503.pdf>)

⁵¹ 「国民協力体制」は、2010年総選挙後に提示されたフィデスの政権指針表明の名称。2期8年続いた社会党政権後の政権奪取を社会主義体制からの転換に続く、第二の体制転換と位置づけ、1990年後に精神的、政治的、経済的危機に陥ったハンガリー社会を国民と政府の社会契約により克服し、仕事や家庭、家族、秩序を取り戻すとする。具体的内容は、オルバーン首相が国会に提出した「国民協力プログラム」(<http://www.parlament.hu/irom39/00047/00047.pdf>)を参照。

れたことがはっきりと確認できる⁵²。そこでは、一方で、宗教団体の登録制度を旧「宗教法」の定めに戻しながら、他方で、国家と緊密に連携する教会の登録基準がより厳格に設定されたからである。

修正法では、まず宗教団体を「受容教会」と称される「国が承認する教会」と、「宗教的活動を行う組織」のふたつに区別し、国家は教育・福祉等の社会活動に関して、「受容教会」を支援するとした。「受容教会」は、法人として国家と契約を結んで社会的活動を行うとされ、その登録にはより厳しい基準、すなわち「100年間の国際的活動ないし20年間の国内の活動」に加え、「住民の0.1%以上〔約1万人に相当—著者注〕の信者を有する」という条件が付された。一方で、「宗教的活動を行う組織」の認定には、10人以上の設立メンバーがいること、宗教活動を実施していることを示すだけで十分とされ、その審査を行うのは、1990年「宗教法」と同じく首都裁判所とされた。修正法案では、宗教団体乱立への対策という第一の目的を放棄してでも、第二の目的であった特定教会に教育・福祉等の役割を集中的に担わせようとする意志が明示されたといえるだろう。

そして、この国家と教会の契約というモデルを提示する際、法案作成者らが参照したのが、19世紀後半ハンガリー王国末期の歴史的伝統だった。この点は「受容教会」という用語選択に明示されている。

ハンガリーにおいて、「受容教会」とその他の教会を区別する発想は、宗教改革期にさかのぼる。諸宗教が混在したヨーロッパ東部の身分制社会で宗教帰属が政治問題として表面化した時代に、宗派混在を追認しつつ、プロテスタント諸派の政治的権利を明文化するため編み出された知恵だった⁵³。ただし、国家が「受容教会」と個別に契約するという発想は、そ

⁵² 2013年法律第133号（7月5日可決）。2013. évi CXXXIII. törvény a vallási közösségek jogállásával és működésével kapcsolatos törvényeknek az Alaptörvény negyedik módosításával összefüggő módosításáról, *Magyar Közlöny*, 2013/120, 64231-64267.

⁵³ 「受容宗教 *recepta religio, bevett vallás*」という言葉は、身分制社会で特権身分の「信教の自由」を認める範囲を示した造語。17世紀トランシルヴァニア侯国議会で定着し、18世紀以降のハンガリー王国議会で継受された。Balázs, Mihály, *Tolerant country – misunderstood laws: interpreting sixteenth-century*

の250年ほど後、身分制社会の解体を掲げた1848年革命時の法律（1848年法律第20号）に直接の起源をもつと考えられる⁵⁴。この時、国教としてのカトリック教会と他の受容宗派との区別が廃され、「すべての受容宗派の教会・学校運営上必要な経費は、国の公的予算で賄うべし」として、国家支援を受けた公的活動における「受容宗派」の同権が定められたのである。その後、「受容宗派」数の若干の増加はあったが、この友好的政教分離の方針は社会主義政権成立まで続く政教関係の雛形となった。

「第二の体制転換」を掲げる連立与党が目指したのは、社会主義時代に失われたこの王国末期の伝統の復活であった。「宗教法」発議者のひとりで、国会で宗教関連委員会の委員長でもあったルカーチ議員の次の発言は、この点を端的に示している。「宗教法」施行後間もない2011年2月13日、同議員は、同法附則で14の教会の登録手続きを免除した理由を次のように述べた。

1947年にハンガリーの法の連続性は断絶した。1947年法律の発効と国家宗教問題局の設置の後、教会問題は一変した。教会はモスクワの例に倣い、モスクワの指導下に活動することとされた。[中略] それ故我々は、[2011年宗教法により] 1947年以前の状況に回帰することを宣言したのである。[附則の教会]リストは、1895年法律をもとに作成されたものである⁵⁵。

法案作成に当たった議員たちは、社会主義時代を逸脱とみなし、19世紀末の王国期の政教関係モデルの復活を目指したとあってよいだろう。

Transylvanian legislation concerning religion, *The Hungarian Historical Review* 2-1(2013), 85-108; 飯尾唯紀『近世ハンガリー農村社会の研究：宗教と社会秩序』北大出版会、2008年、55-88頁。

⁵⁴ Kósa László, 'Az egyházak és az állam viszonyának változásai a 19.századi Magyarországon,' in idem, *Művelődés, egyház, társadalom: tanulmányok*, Budapest, 2011, 118-126.

⁵⁵ 2012年2月13日国会人権・少数者・市民・宗教問題委員会討論。Emberi jogi, kisebbségi, civil- és vallásügyi bizottság (2012.02.13). (国会ウェブサイト: <http://latogatokozpont.parlament.hu/>)

おわりに

ハンガリーにおける政教関係は、再編途上にある。歴史や宗教という「伝統的価値」に訴え支持を集める現政権は、19世紀末の法律に依拠して1990年のリベラルな「宗教法」の修正を試みた。しかし、アクターが多様化したEU加盟後のヨーロッパのなかで、その試みは国内外から批判を浴び、「宗教法」制定から5年経た現在も、法的基盤は不確かなままである。2014年に発足した第三次オルバーン政権は対話姿勢を示し、野党と協議しながら「宗教法」修正を試みた⁵⁶。修正法案では、宗教団体の法人登録手続きが一律で首都裁判所扱いとされ、また「受容教会」という歴史用語を廃して「登記教会」、「登録教会」、「宗教団体」という区別が設けられた。さらに、法人登録した宗教団体すべてが、異なる条件ではあるが国と契約して公共活動を行おうといった譲歩もなされた。しかし、この試みも、宗教団体の法的区分自体を認めない社会党や、「歴史的教会」の優先的地位を主張するヨッビクなど、全野党からの攻撃にさらされ、挫折した。

法の整備が暗礁に乗りあげる一方で、実際の公共生活では「歴史的教会」の活動領域は着実に広がりつつある。特に教育分野での伸長は著しい。自治体が運営する教育機関が減少する中、カトリック教会と改革派教会が運営する初等・高等教育学校はオルバーン政権下でほぼ倍増した⁵⁷。また、これら教会の公共生活における活動は、国民の支持を得ているようにもみえる。所得税の1%を上記両教会に割り当てた納税者の数は、2012年に過去最高を記録したからである⁵⁸。「歴史的教会」を社会の基盤に据え直す現政権の試みは、多数派の人々の要請とも呼応して、着実に進行しているといえるだろう。

⁵⁶ 2015年法案7409号。(http://www.parlament.hu/irom40/07409/07409.pdf)

⁵⁷ Az Emberi Erőforrások Minisztériuma (ed.), *Statisztikai tájékoztató oktatási évkönyv 2013/2014*, Budapest, 2015, 43-50.

⁵⁸ 国税庁ウェブサイトを参照

(http://nav.gov.hu/nav/szja1_1/egyhazak_kiemelt_koltsegvetesi_eloiranyzatok)